

事故車等排除業務の実施に関する協定書

西日本高速道路株式会社四国支社（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の管理する高速自動車国道及び一般有料道路（以下「高速道路」という。）上において、乙が事故車、故障車及び車両火災（以下「事故車等」という。）に対する排除（事故車等に対する引き起こし、けん引、積み込み等）及び軽微な修理等（事故車等に対する危険を伴わない範囲の軽微な修理・点検・調整、燃料・エンジンオイル・冷却水等の補給等）の作業（以下「排除作業」という。）並びにこれらに附帯する業務（併せて、以下「排除業務」といい、取次ぎを行う者が第三者に取り次いで排除作業及びこれに附帯する業務を実施させる形態を含む。）を実施するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的及び適用範囲）

第 1 条 本協定は、高速道路における事故車等に対する排除業務に関して、甲乙間における連絡体制の確立と排除業務の実施に際して甲乙それぞれが遵守すべき事項について定め、もって排除業務の安全かつ迅速な遂行に寄与することを目的とする。

2 本協定は、甲からの連絡を介して高速道路上で排除業務を実施する場合のみならず、乙が甲を介さずにお客様等からの連絡を受けて排除業務を実施する場合にも適用する。

（排除業務の実施区間）

第 2 条 乙は、申請の際に甲に届け出た別紙 1 に定める区間（以下「実施区間」という。）において、排除業務を実施するものとする。ただし、特別の事由により、甲が実施区間を超えて排除業務を実施する必要があると認める場合には、乙は実施区間を超えての排除業務の実施に協力しなければならない。

2 乙は、排除業務を実施するにあたっては、高速道路の安全かつ円滑な交通を確保することに留意し、迅速かつ適正にこれを行わなければならない。

（排除業務の実施時間）

第 3 条 乙が排除業務を実施する時間は、毎日 0 時から 24 時までとする。ただし、車両の入れ替え、修理等特別の事由のため、別紙 2 により乙があらかじめ甲に協議し、甲がやむを得ないと認めた場合については、この限りでない。

（実施体制の確保）

第 4 条 乙は、排除業務を円滑に実施するために必要な車両及び人員を配置しなければならない。

2 乙は、排除業務に使用する車両の機能が十分発揮できるよう、日常点検を行わなければ

ならない。

(施設の貸与)

第5条 甲は、乙に対し排除業務を実施するための施設を貸与しない。ただし、甲が特に必要と認める場合には、有償で貸与することができる。

2 甲及び乙は、前項ただし書きの規定により施設を貸与する場合には、別途施設使用に関する契約を締結する。

(排除業務の実施連絡)

第6条 乙は、事故車等の運転者、その他の乗務員又はこれらの関係者(以下「運転者等」という。)の要請によるもののほか、運転者等の不在等の事由により運転者等に代わって行う甲からの連絡に基づき、排除業務を実施する。

2 前項に規定する運転者等に代わって行う甲からの連絡は、原則として本実施区間における協定締結会社のうち、事故車等の位置、状況、協定締結会社の出動基地の所在地等を勘案し、当該事故車等の排除をより迅速に実施することができると甲が判断する協定締結会社に対し行う。

3 第1項及び前項に基づく排除業務の実施要請の多寡について、甲は乙に対して責を負わない。

(排除業務上の遵守事項)

第7条 乙は、あらかじめ排除業務の安全かつ迅速な遂行について遵守すべき事項を定めたマニュアルを制定し、甲に提出し、その確認を受けなければならない。また、これを変更する場合においても同様とする。

2 乙は、排除業務の実施にあたっては、当該マニュアルに従い実施しなければならない。

3 乙は、排除作業の実施にあたっては、甲(甲の交通管理隊も含む)又は警察官の指示に従わなければならない。また排除作業に要する時間や作業内容について、甲と情報共有を図るとともに、作業時間や作業内容に変更が生じる場合は甲に申告するなど、作業現場での相互連携を図らなければならない。

4 乙は、排除業務の実施にあたっては、事故車等の排除方法、料金の額等について、あらかじめ運転者等の承諾を得なければならない。ただし、運転者等の不在等の事由から甲又は警察官の連絡により排除業務を実施する場合は、この限りでない。

5 乙は、原則として出動基地等の所在地等を勘案し、当該事故車等の排除にあたっての迅速な作業が可能であり、かつ可能な限り排除作業現場に早く到着が可能な者を出動させなければならない。

6 乙は、排除作業の実施にあたっては、自ら装備する安全対策器材(発炎筒、セーフティーコーン・矢印板等の規制用器材又はヘルメット・安全チョッキ等の安全対策用被服等をいう。)をもって作業現場であることを明示する等、交通の安全と併せて自らの排除作業の安全を図らなければならない。

7 乙は、排除作業の実施にあたっては、道路法、道路交通法等の法令を遵守しなければならない。

8 乙は、甲の道路管制センターを経ずに直接、高速道路における事故車等の運転者等から排除業務の要請を受けた場合には、当該事故車等の停止位置、故障状況等について、直ちに甲の道路管制センターに通報しなければならない。

9 乙は、次の各号に定める時点において甲の道路管制センターへ、連絡を必ず行わなければならない。

- 一 出動基地等からの出発時
- 二 排除作業を実施する現場到着時
- 三 排除作業終了時

10 乙から甲の道路管制センターへの通報又は連絡は、原則として乙の事業所等の固定電話、携帯電話又は非常電話によるものとする。

11 乙による事故車等の排除先は、原則として甲が管理する高速道路の区域（料金所の駐車場を含む。）以外の場所とする。ただし、料金所の駐車場等を当該事故車等の一時的な排除先とすることについて、警察官又は当該事故車等の運転者等から要請を受けた場合は、直ちに甲の道路管制センターにこの旨の連絡をし、その承諾を得たうえで、当該事故車等を料金所の駐車場等に排除することができる。

12 乙は、作業現場から離脱する際に、作業現場付近に甲の交通管理隊もしくは警察官がいる場合は、甲の交通管理隊もしくは警察官に現場離脱の可否を確認しなければならない。

（通行料金の取扱）

第8条 インターチェンジから流出する際、原則として一般レーンを通行することとし、乙の排除業務実施に係る高速道路の通行料金は、有料とし、甲は、これを負担しない。

なお、現場で排除作業を実施すべき事故車等が発見できなかった場合についての通行料金の扱いも同様とする。

（排除作業に係る料金等）

第9条 乙が排除業務の実施に伴い運転者等に請求する料金は、申請書類として甲に提出した料金表に基づくものでなければならない。ただし、料金表に変更が生じた場合は、第11条第3項に規定する体制報告表の料金表に基づくものでなければならない。

2 乙は、運転者等から排除業務に係る料金を受領した場合は、領収書を交付するものとする。

（秘密の保持）

第10条 乙は、排除業務実施上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

（記録及び報告）

第11条 乙は、甲からの実施要請の有無にかかわらず別紙1に定める区間において排除作

業を実施するために出動した場合、すべての出動の実施内容を記録し、月次報告書（別紙5）を作成のうえ、翌月10日までに甲に電子データで提出しなければならない。なお、排除業務を実施しなかった場合も同様に提出しなければならない。

2 乙は、次の事項について記録し、甲の請求があった場合は、すみやかに甲に対して報告しなければならない。

- 一 排除業務内容
- 二 料金明細
- 三 その他、甲が必要とする事項

3 乙は体制報告表（別紙6）を作成し、申請書の内容に変更が生じた場合はその変更を体制報告表に反映しなければならない。

4 乙は前項に規定する体制報告表について、当該年度の10月1日時点の内容を反映したものを、当該年度の10月31日までに甲に提出するものとする。

（排除業務の指示・改善指導等）

第12条 甲は、排除作業の実施状況の詳細や本協定に定める事務手続きの履行に際して必要があると認めた場合は、乙に対し適切な措置を講じるよう指示、指導することができる。

2 乙は、前項の指示、指導を受けた場合は、必要な措置を講じ、改善を図らなければならない。

（協力業務）

第13条 乙は、排除業務実施中に高速道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれのある物件又は事象を発見した場合は、直ちに甲の道路管制センターに通報し、その指示を受けるとともに、可能な範囲で交通の安全確保に必要な措置を講じるよう努めるものとする。なお、甲の道路管制センターへの通報は、第7条第8項に準じる。

2 乙は、災害（災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項第一号に規定する災害をいう。）等の発生により甲が出動を要請した場合は、これに協力する。

（排除業務実施中の事故報告等）

第14条 乙は、排除業務の実施に起因して事故が発生した場合は、直ちに甲の道路管制センターに通報し、その指示を受けなければならない。なお、甲の道路管制センターへの通報は、第7条第8項に準じる。

（排除作業の委託等）

第15条 乙は、申請の際に甲に届け出た排除作業の一部を委託する第三者（以下「一部委託先」という。）若しくは排除作業の実施を取り次ぐ第三者（以下「取次ぎ先」という。）を変更しようとする場合は、別紙3によりあらかじめ甲に届け出なければならない。一部委託先に対する委託内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 第3条本文、第4条、第5条第1項及び第2項、第7条第3項、第6項、第7項、第9

項、第10項、第11項及び第12項、第8条、第9条第1項及び第2項、第10条、第13条第1項、第14条、第18条第1項、第20条第1項、第2項及び第3項、第22条並びに第23条の規定は、乙の一部委託先若しくは取次ぎ先に対して、乙と同様に適用され、乙は、当該一部委託先若しくは取次ぎ先の行う排除作業に関する一切の責を負う。

3 甲は、乙の一部委託先若しくは取次ぎ先が前項に掲げる本協定書の条項に違反していると認める場合は、第12条第1項の規定に準じて乙に対し適切な措置を講じるよう指示することができる。

4 乙は、前項の指示を受けた場合は、乙の一部委託先若しくは取次ぎ先に対し必要な措置を講じなければならない。

(事業協同組合)

第16条 前条の規定は、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める事業協同組合をいう。）について準用する。この場合において、第1項中「排除作業の一部を委託する第三者（以下「一部委託先」という。）若しくは排除作業の実施を取り次ぐ第三者（以下「取次ぎ先」という。）」とあるのは「乙の組合員」と、「一部委託先」とあるのは「組合員」と、第2項から第4項中「一部委託先若しくは取次ぎ先」とあるのは「組合員」とそれぞれ読み替える。

(申請内容の変更等)

第17条 乙は第15条第1項に定めるもののほか、甲に届け出た出動基地及び軽微な修理等の対応一覧及び第7条に規定する事故車等排除業務に係る実施マニュアルの内容に変更が生じた、又は生じるおそれがある場合には、別紙3により直ちに甲に届け出なければならない。

2 乙は、申請内容の変更如何にかかわらず、排除業務を正常に実施することが困難であると認められる事態が発生した、又は発生するおそれがある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、本協定を解除することができる。

一 第3条、第4条、第7条、第9条第1項及び第2項、第10条、第11条第1項及び第2項、第12条第2項、第15条第1項及び第4項並びに第17条第1項及び第2項の規定に違反したとき。

二 申請した内容の変更により、申請に必要な要件を満たさなくなったとき。

三 申請した内容の変更その他の理由により、排除業務を正常に実施することが困難であると認められるとき。

四 故意又は重大な過失により、第三者に対して重大な損害を与える行為、又は高速道路の安全かつ円滑な交通の確保の妨げとなるような行為があったとき。

五 協定の前提となる申請の内容に虚偽記載事項が発見されたとき。

- 六 排除業務の実施における甲の確認に対して虚偽の発言又は報告をしたとき。
- 七 協定期間中に法人の役員又は事業所等の代表者が、禁固以上の刑に処せられ、又は処せられたことが発覚した場合。ただし、協定の締結以前に刑の執行を終え、又は刑の執行の免除を受けその期間が満了している場合を除く。
- 八 前各号のほか、協定期間中に協定締結会社として不適格であると認められる事実が発生したとき。

2 乙は、この協定を継続し難い特別の事由が生じた場合は、甲に対し、この協定の解除を申し出ることができる。この場合において、乙は協定を解除する日の30日前までに別紙4により申し出なければならない。

3 第1項又は第2項の規定により協定期間中に協定の解除に至った場合、乙は、協定の解除の日から2年間は、協定締結会社となることができない。

(紛争の解決)

第19条 排除業務の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の責任において解決する。

(損害賠償)

第20条 乙は、排除業務の実施中又は排除業務に関連して、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害の賠償の責を負わなければならない。

2 乙が排除業務の実施中又は排除業務に関連して運転者等又はその他の第三者から損害を受けた場合、甲はその責を一切負わない。

3 甲は、乙の排除業務の実施中又は排除業務に関連して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、その損害の賠償の責を負わなければならない。

(協定の有効期間及び更新)

第21条 本協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 甲又は乙は、前項の協定期間が満了する1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも相手方に対し、文書による協定内容の変更の協議又は本協定解除の通知が無い場合及び第3条、第4条、第7条、第9条第1項及び第2項、第10条、第11条第1項及び第2項、第12条第2項、第15条第1項及び第4項並びに第17条第1項及び第2項の規定への違反が無い場合は、引き続き同一内容にて1年間更新するものとする。

(本来要件を満たしていない場合のみ適用：当該区間以外の実施区間が無い場合)

3 乙の排除業務実施区間において、次の各号を満たす協定締結会社が5社以上となった場合、第2項の取り扱いによる協定期間の更新を行わないものとする。

一 終日・通年の甲との連絡体制及び出勤体制(人員・車両)を確保していること。

二 出勤体制を確保している事業所等から排除業務実施区間内にある最寄りのインターチェンジまで、30分以内で到着可能なこと。

(本来要件を満たしていない場合のみ適用：当該区間以外にも実施区間が有る場合)

4 別紙1に定める排除業務実施区間のうち、●●の部分については、次の各号を満たす協定締結会社が5社以上となった場合、第2項の取り扱いによる協定期間の更新を行う際に対象から除くものとする。

- 一 終日・通年の甲との連絡体制及び出動体制（人員・車両）を確保していること。
- 二 出動体制を確保している事業所等から排除業務実施区間内にある最寄りのインターチェンジまで、30分以内で到着可能なこと。

（暴力団等の排除に係る解除）

第22条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は何ら催告通知を要せず本契約を解除することができる。

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下併せて「反社会的勢力」という。）である場合、又は暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与している場合
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている場合
- 3 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力・関与している場合
- 4 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- 5 親会社、子会社その他関連先が前4号のいずれかに該当した場合

（その他）

第23条 乙は、排除作業に使用する車両を含め、甲のロゴマーク等、甲に帰属する知的財産権及び商標等について無断で使用してはならない。

（協定の変更）

第24条 甲又は乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、相互に協議しなければならない。

（疑義事項）

第25条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

令和 年 月 日

甲 西日本高速道路株式会社四国支社

支社長 布川 勝正

乙